

2021 年度 処遇改善についてのお知らせ

株式会社 SNOWPLUM の処遇改善加算等の取得状況及び職場環境改善の取り組みについての周知及び情報公開をしています。

①処遇改善等とは

処遇改善加算とは、介護の現場や障害福祉の現場で働く職員の方の賃金向上を目的に、介護報酬や障害福祉報酬を加算して支給する制度です。また、2019 年度より特定事業所加算（経験・技能のある介護、障害福祉人材に重点化しつつ更なる処遇改善が行える制度）が創設されています。

株)SNOWPLUM 加算取得状況

事業所名	提供サービス	取得加算
ユニ介護センター	訪問介護（総合事業含む） 居宅介護 同行援護 重度訪問介護	介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ又はⅡ
デイサービス SNOWPLUM	通所介護（総合事業含む） 生活介護	介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
PLUM の里	小規模多機能型居宅介護 短期入所 生活介護	介護職員処遇改善加算Ⅰ 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ又は無し

②賃金改善を行う具体的内容

イ.介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善加算について

週 40 時間勤務の福祉・介護職員に対し 7 月 12 月 3 月に分けて処遇改善手当として各自に人事評価を加え、年間合計約 50 万円（平均）を支給する。勤務時間が 40 時間に満たない福祉・介護職員に対しては勤務時間と人事評価を加えて支給する。

ロ.介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定事業所加算について

「経験・技能のある福祉・介護職員」の基準として、介護福祉士保有資格や認知症介護実践者研修、自動車二種免許等を保有し業務に反映していること。また、法人内でサービス提供責任者やリーダー職の職務についていること。

介護福祉士資格手当の増額を行う。

ハ. SNOWPLUM による賃金改善

基本給や資格手当の見直しを行う。

人事評価制度に基づき、経営状況に応じて定期的な昇給等を検討する。

※人事評価、資格手当、職務手当、役職手当について、人事評価別紙や就業規則にて明示、周知しています。

③キャリアパス要件について

キャリアパス要件Ⅰ

職場で求められる役割や能力、職務内容に応じて、採用や昇任などをおこなったり、賃金を定めたりする規定が整備され、それを周知させていること。

キャリアパス要件Ⅱ

職員のスキルをあげるために、計画的に研修を実施して、研修を受ける機会を設けていることと、それを周知させていること。

キャリアパス要件Ⅲ

経験や資格などに応じて昇給したり、一定の基準によって定期的に昇給したりする仕組みを設けていることと、それを周知させていること。

※人事評価、資格手当、職務手当、役職手当について、人事評価別紙や就業規則にて明示、周知しています。

④職場環境要件の取り組み

分類	内容
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者、経験者・有資格にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
腰痛を含む心身の健康管理	福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減